

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年4月11日

静岡県知事 鈴木康友

1 入札執行者

静岡県消防学校長 白鳥 満啓

2 担当部局

〒424-0211 静岡県静岡市清水区谷津町1丁目577番地の1

静岡県消防学校総務課

電話番号 054-369-1190

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

消学第1-5号

(2) 業務名

令和7年度静岡県消防学校樹木等維持管理業務委託

(3) 業務場所

静岡市清水区谷津町地内

(4) 業務概要

仕様書による

(5) 業務期間

令和7年5月1日から令和8年2月27日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 静岡県における建設工事競争入札参加資格名簿に業種「造園工事業」で搭載されている者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定している営業所のうち、主たる営業所が静岡市清水区内にあること。

(3) 建設工事競争入札参加資格の造園工事業にかかる経営事項審査の総合評価値が650点以上の者であること。

(4) 入札参加資格確認申請書等の提出期限以前に3か月以上の雇用関係がある造園施工管理技士1級又は2級資格保持者を1名以上有している者であること。

(5) その他の条件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開

始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

エ 次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当しないこと。

- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
- (イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- (ロ) 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- (ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (ニ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (ホ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (ヘ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所、配布方法

(1) 配布期間

令和7年4月11日(金)から令和7年4月17日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認書類の提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月17日(木) 午後4時まで(必着)

(2) 提出書類

入札説明書のとおり

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年4月24日(木) 午前10時

(2) 入札の場所

静岡市清水区谷津町1丁目577番地の1 静岡県消防学校 会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札又は庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、静岡県消防学校総務課（電話054-369-1190）とする。

(3) 現場説明会は行わない。

(4) 落札者は契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

(5) 詳細は入札説明書による。